

平成 28 年 12 月 8 日

被保険者の皆様へ

ウラベ健康保険組合

健康保険の手続きにマイナンバーを使用します

平成 29 年 1 月以降提出の届出書類にマイナンバーの記入欄を追加します。

・給付関係の書類に保険証の記号番号を記入した場合には、マイナンバーの記入は不要です。(保険証の記号番号または個人番号のいずれかを記入すればよいため)
当組合ではマイナンバー記載欄の代わりに「備考欄」を設け、マイナンバーを記載したい方は備考欄に記載できるように対応する予定です。

・変更した様式については、平成 29 年 1 月 1 日以降にホームページに掲載します。

様式が変更になる届出書類

適用関係	給付関係
被保険者資格取得届(個人番号必須)	限度額適用認定申請書
被扶養者(異動)届(個人番号必須)	療養費支給申請書
被保険者資格喪失届	傷病手当金支給申請書
被保険者報酬月額算定基礎届	埋葬料(費)支給申請書
被保険者報酬月額変更届	出産育児一時金支給申請書
被保険者賞与支払届	出産手当金支給申請書
など	高額療養費支給申請書
	など

健康保険被保険者証(保険証)の変更はありません。

被保険者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。